

短期入所生活介護「基準チェックシート」 (一部ユニット型)

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

【用語の定義】

法 . . . 介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令 . . . 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知 . . . 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例 . . . 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第1、第3及び第4の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第6の基準に定めるところとなっているか。		法第73条第1項 法第74条第2項 旧:平11厚令37第140条の14	
第1 基本方針	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(ユニット部分)にあつては基準第140条の3に、それ以外の部分にあつては第120条に定めるところとなっているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の15	
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定短期入所生活介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。		法第74条第1項 条例第148条第1項(令第121条第1項)	
(1) 医師	1以上となっているか。 ・ 併設本体施設に配置されている場合であつて当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	・ 運営規程 ・ 勤務表 ・ 出勤簿 ・ 資格証の写し

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

<p>(2) 生活相談員</p>	<p>常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数以上となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数は前年度の平均値とする。 ① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延数を当該前年度の日数で除して得た数(小数点第2位以下は切り上げ)とする。 ② 新設(再開を含む)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90%を利用者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における利用者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における利用者延数を1年間の日数で除して得た数とする。 ③ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者延数を延日数で除して得た数とする。 ・ 新規に指定を受ける場合は、適正な推定数による。 <p>常勤換算方法：(当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数)÷(事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第1項(令第121条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・ 入所者数がわかる書類 ・ 出勤簿 ・ 養成機関修了証等 ・ 職員履歴書
	<p>生活相談員並びに介護職員及び看護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤であるか。(ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。)</p> <p>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)に達していることをいう。</p> <p>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第5項(令第121条第5項)</p>	
<p>(3) 介護職員又は看護職員</p>	<p>常勤換算方法で、利用者の数を3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第1項(令第121条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 出勤簿 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・ 資格証の写し
<p>(4) 栄養士</p>	<p>1以上となっているか。(ただし、利用定員が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第1項(令第121条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 出勤簿 ・ 資格証の写し

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

<p>(5) 機能訓練指導員</p>	<p>1以上となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。 (当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。) この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。 (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。) 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第1項(令第121条第1項) 条例第148条第6項(令第121条第6項) 平11老企25第3の八の1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 出勤簿 資格証の写し
<p>(6) 調理員その他の従業者</p>	<p>当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第1項(令第121条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 職員名簿
<p>(7) その他</p>	<p>指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記(1)～(6)の人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>		<p>条例第148条第7項(令第121条第7項)</p>	
<p>(8) 利用者の数</p>	<p>従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第3項(令第121条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入所者数の算定記録
<p>2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数</p>	<p><u>(特別養護老人ホームの空床利用の場合)</u></p> <p>利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第2項(令第121条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表 出勤簿

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

<p>3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数</p>	<p>(特別養護老人ホーム等に併設の場合)</p> <p>併設事業所については、老人福祉法、医療法又は介護保険法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、上記第2の1「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、栄養士、機能訓練指導員 <p>併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員、介護職員又は看護職員 <p>特別養護老人ホーム等と併設事業所の員数の合計を、特別養護老人ホーム等と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員数の算定については、算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。 <p>(例)施設 50 人→常勤換算 2 人以上、事業所 10 人→配置は義務ではない</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第148条第4項(令第121条第4項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 出勤簿
<p>4 管理者</p>	<p>指定短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第149条(令第121条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 出勤簿

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
第3 設備に関する基準 (1) 利用定員等	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(ユニット部分)にあつては基準第140条の3に、それ以外の部分にあつては第120条に定めるところとなっているか。 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。 また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 (ただし、厚生省令第37号第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。) (また、併設事業所の場合にあつては、利用定員が20人未満でも差し支えない。)	適・否	旧：平11厚令37第140条の17準用(第123条第1,2項)	・運営規定 ・入所者数がかかる書類 ・平面図
(2) 耐火建築物	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては基準第140条の4に、それ以外の部分にあつては第124条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「設備に関する基準」の2、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(2)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の16	・建築確認書
(3) 事業所の設備及び備品	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては基準第140条の4に、それ以外の部分にあつては第124条に定めるところとなっているか。 (ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備でも差し支えない。) ※ 第3「設備に関する基準」の3、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(3)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の16	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写
(4) 設備の基準	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては基準第140条の4に、それ以外の部分にあつては第124条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「設備に関する基準」の4、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(4)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の16	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

(5) その他の構造設備の基準	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては基準第140条の4に、それ以外の部分にあつては第124条に定めるところとなっているか。</p> <p>※ 第3「設備に関する基準」の5、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(5)を参照のこと。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の16	
第4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第125条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録 ・重要事項説明書 ・契約書
(2) 指定短期入所生活介護の開始及び終了	<p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第126条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者に関する記録
	<p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第126条第2項)	
(3) 提供拒否の禁止	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
(4) サービス提供困難時の対応	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書
(5) 受給資格等の確認	<p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第11条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票 ・利用者に関する記録

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 11 条第 2 項)	
(6) 要介護認定の申請に係る援助	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 12 条第 1 項)	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 12 条第 2 項)	
(7) 心身の状況等の把握	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 13 条)	・利用者に関する記録 (・居宅支援経過) (・サービス担当者会議の要点)
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 15 条)	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 (1) (2)
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 16 条)	・居宅サービス計画書 (1) (2) ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
(10) サービスの提供の記録	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	旧：平 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用 (第 19 条第 1 項)	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画 ・業務日誌

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第19条第2項)	
(11) 利用料等の受領	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては基準第140条の6に、それ以外の部分にあつては第127条に定めるところとなっているか。 ※ 第4「運営に関する基準」の11、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(11)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の18	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用の確認) ・説明文書 ・同意に関する文書
(12) 保険給付の請求のための証明書の交付	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第21条)	・サービス提供証明書(控)(介護給付費明細書代用可)
(13) 指定短期入所生活介護の取扱方針	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては基準第140の7に、それ以外の部分にあつては第128条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の13、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(13)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の19	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌 ・短期入所生活介護計画書 ・行事・日課予定表 ・身体拘束に関する記録
(14) 短期入所生活介護計画の作成	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第129条第1項)	・短期入所生活介護計画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。 なお、短期入所生活介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第129条第2項) 準用(平11老企25第3の8の3(5)の②)	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第129条第3項)	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第129条第4項）	
(15) 介護	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては基準第140条の8に、それ以外の部分にあつては第130条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の15、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(15)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の20	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 ・利用者台帳 ・入浴に関する記録 ・利用者に関する記録 ・勤務体制表
(16) 食事	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては基準第140条の9に、それ以外の部分にあつては第131条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の16、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(16)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の21	<ul style="list-style-type: none"> ・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書 ・検食に関する記録
(17) 機能訓練	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第132条）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に関する計画 ・訓練に関する日誌
(18) 健康管理	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第133条）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護に関する日誌 ・利用者に関する記録
(19) 相談及び援助	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（134条）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者に関する文書 ・相談簿等
(20) その他のサービスの提供	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては基準第140条の10に、それ以外の部分にあつては第135条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の20、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(20)を参照のこと。	適・否	旧：平11厚令37第140条の22	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（報告）書 ・現場確認・設備台帳等 ・利用者に関する文書
(21) 緊急時等の対応	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第136条）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者に関する書類 ・契約書
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の8の3(12)の②)	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

<p>(22) 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>旧：平11厚令37第140条の25準用（第26条）</p>	<p>・市町村に送付した通知に係る記録</p>
<p>(23) 管理者の責務</p>	<p>(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>旧：平11厚令37第140条の25準用（第52条第1項）</p>	<p>・組織図 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書、業務日誌等</p>
	<p>(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>旧：平11厚令37第140条の25準用（第52条第2項）</p>	
<p>(24) 運営規程</p>	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員（基準第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ④ ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（基準第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ⑤ ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑦ 通常の送迎の実施地域 ⑧ サービス利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>なお、⑪の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	<p>適・否</p>	<p>旧：平11厚令37第140条の23</p> <p>準用(平11老企25第3の8の3(13)の⑤)</p>	<p>・運営規程 ・指定申請、変更届写</p>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

(25) 勤務体制の確保等	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、基準第140条の11の2に、それ以外の部分にあつては第140条において準用する第101条に定めるところとなっているか。</p> <p>※ 第3「運営に関する基準」の25、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(25)を参照のこと。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の23の2	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
(26) 定員の遵守	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては基準第140条の12に、それ以外の部分にあつては第138条に定めるところとなっているか。</p> <p>※ 第3「運営に関する基準」の26、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(26)を参照のこと。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の24	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿 ・運営規程
(27) 地域等との連携	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第139条）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流に関する記録
(28) 非常災害対策	<p>一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされている一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	旧：平11厚令37第140条の25準用（第103条）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画 ・訓練記録 ・消防署の検査記録
(29) 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の清掃記録等
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第104条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期消毒の記録等 ・衛生マニュアル ・食中毒防止等の研修記録等
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第104条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指導の記録
	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）	<ul style="list-style-type: none"> ・現場を確認
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の③）	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

(30) 掲示	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第32条）	・掲示物
(31) 秘密保持等	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第33条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者（家族）の同意書 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第33条第2項）	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第33条第3項）	
	(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	
(32) 広告	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第34条）	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・運営規程等
(33) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第35条）	
(34) 苦情処理	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第36条第1項） 準用（平11老企25第3の1の3(23)の①）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第36条第2項）	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の1の3(23)の②）	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第36条第3項)	
	(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第36条第4項)	
	(6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第36条第5項)	
	(7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第36条第6項)	
(35) 事故発生時の対応	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条25準用(第37条第1項)	・事故対応マニュアル ・事故記録
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第37条第2項)	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第37条第3項)	
	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(24)の③)	
(36) 会計の区分	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用(第38条)	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(一部ユニット型)

(37) 記録の整備	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第139条の2第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者名簿 ・履歴書等 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・短期入所生活介護計画書 ・利用者個々の介護記録 ・緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第128条第5項及び第140条の7第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否	旧：平11厚令37第140条の25準用（第139条の2第2項）	
	(3) 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 ① 前項第1号及び第2号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日 ② 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 ③ 前項第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日			